

障害福祉の動向について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の
研修制度の改定（R元～）

このテキストは「令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会」、「令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会」、「令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修会」及び「令和5年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修会」（厚生労働省・国立障害者リハビリテーションセンター）テキストの一部を抜粋及び改変したものです



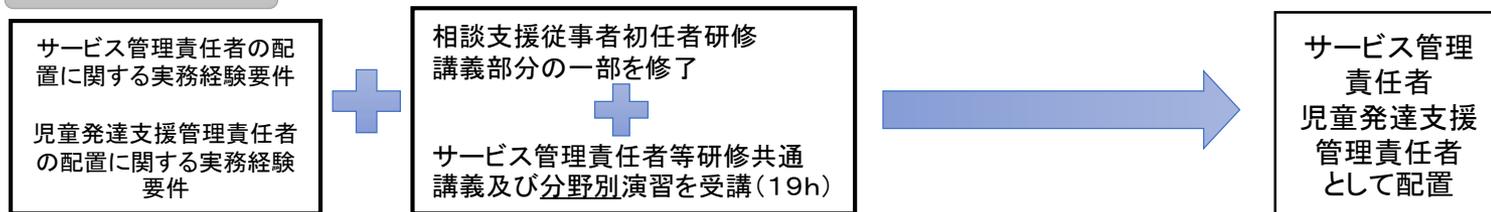
静岡県健康福祉部
障害者支援局障害者政策課



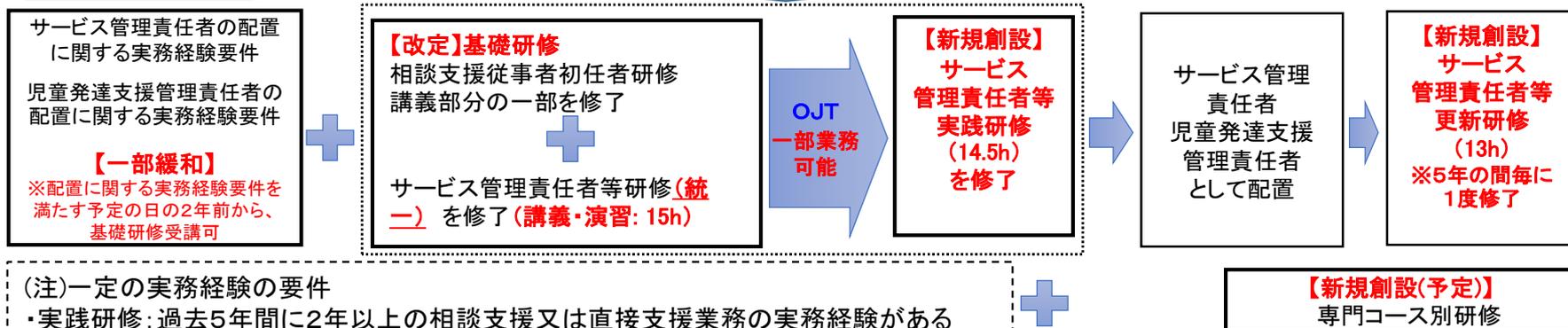
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の实務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件

静岡県では相談支援従事者初任者研修(2日間課程講義部分のみ含む)及びサービス管理責任者等基礎研修合わせて

基礎研修修了日以後、実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上、相談支援業務及び直接支援業務(一定のサビ管・児発管の業務含む)を行った場合に受講可

実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度修了(繰り返し修了することが必要)

基礎研修

実践研修

更新研修

更新研修

実務経験を満たす予定の日まで2年以内前から受講可

現任者もしくは5年間の間に2年以上の実務経験で受講可(サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員)

更新研修を期間内に受講しなかった場合、再び配置要件を満たすためには実践研修の受講が必要

【配置要件】

- ・ [A]+[B]でサビ管・児発管として配置可。
- ・ その上で、更新研修を修了すること。

[A]実務経験を満たす日

[B]実践研修を修了し、修了証の交付を受けた日

2

1

1

2

3

4

5

1

2

...

5

2

1

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度~R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習



基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習



基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

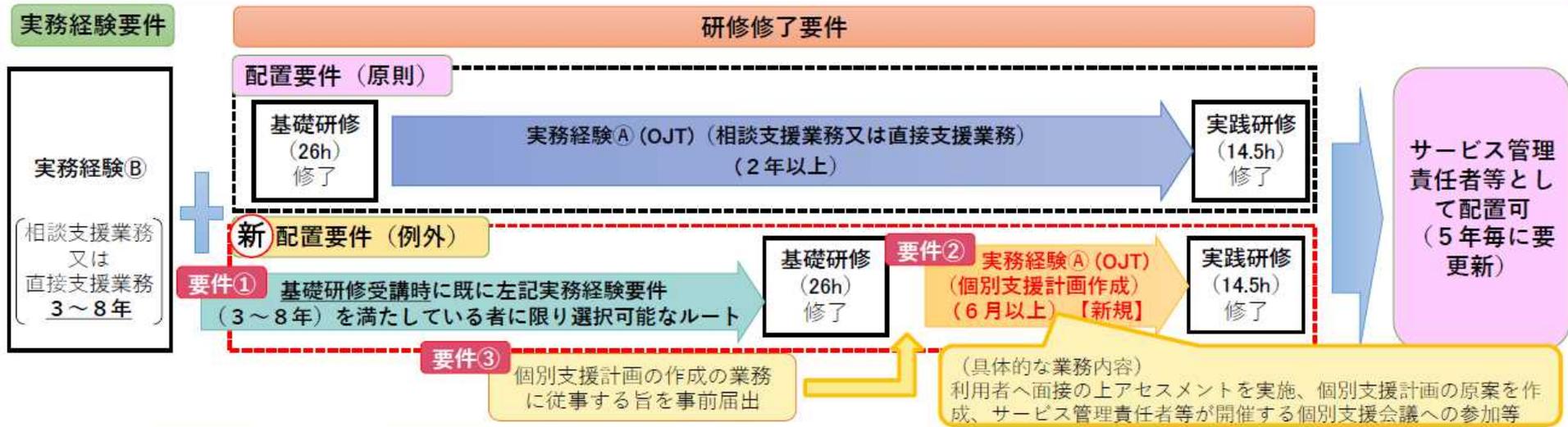
② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

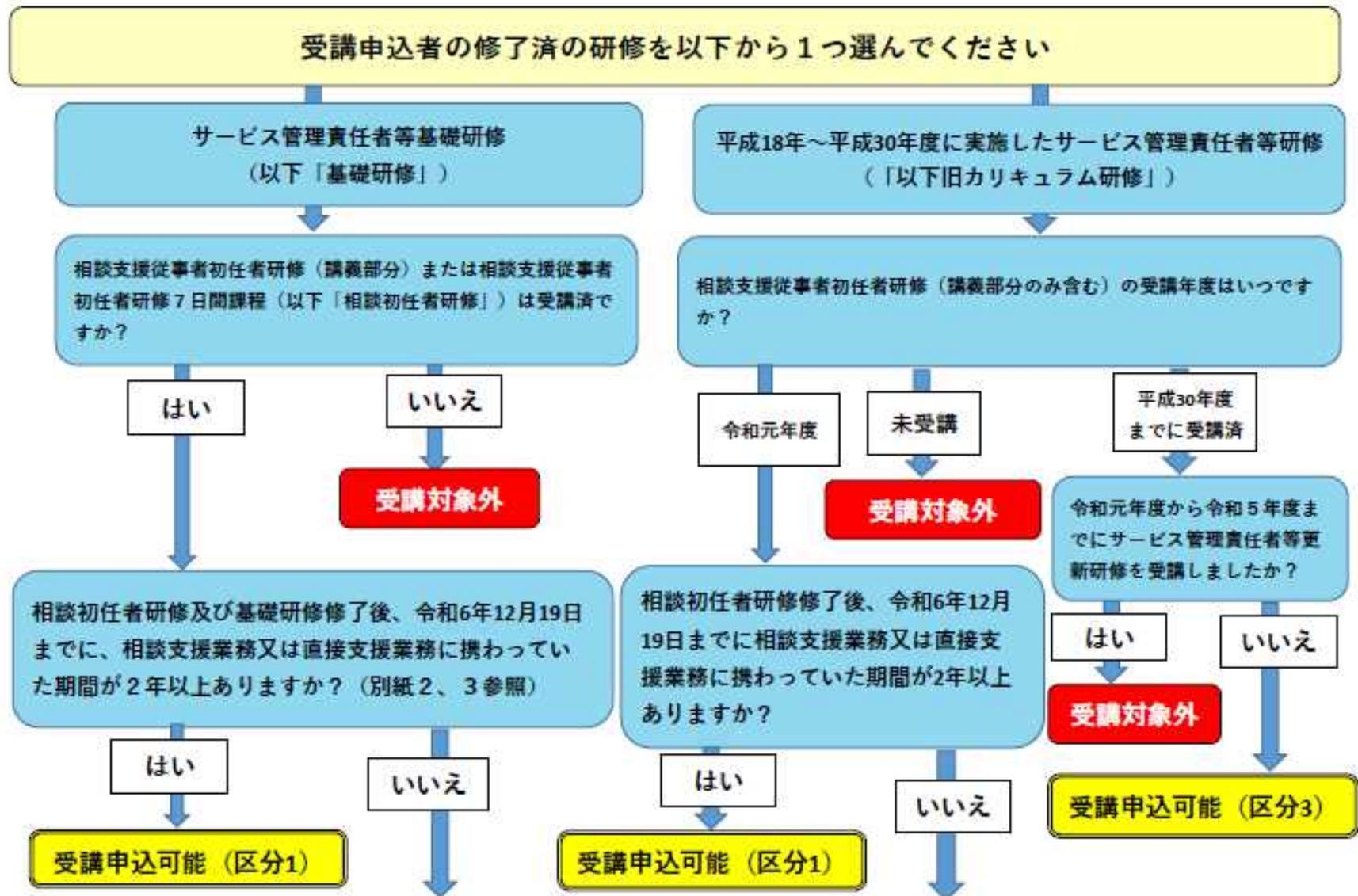
（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験B(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



R6サービス管理責任者等実践研修 受講申込フローチャート①



R6サービス管理責任者等実践研修 受講申込フローチャート②

基礎研修（または旧カリキュラム研修）受講開始日において、サービス管理責任者等の配置に必要な実務経験（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしていましたか？（別紙2、3参照）

はい

いいえ

受講対象外

相談初任者研修及び基礎研修（または旧カリキュラム研修）修了後、令和6年12月19日までに、個別支援計画作成の業務に6ヶ月以上携わっていますか？（別紙5参照）

はい

いいえ

受講対象外

個別支援計画作成の業務に従事する旨について、指定権者に届出を行いましたか？（別紙5参照）

はい

いいえ

受講申込可能（区分2）

受講対象外

ここに該当した場合のみ、「半年間」となります。

サービス管理責任者等研修制度QA

質 問	回 答
①分野が統一された理由は	分野を超えた連携を図るための共通基盤構築のため。なお、専門性のある領域（児童・就労等）は、今後「専門コース別研修」として実施を検討。（R6は児童に係る研修を実施）
②更新研修を受けるサイクルは	H30 までのサビ管等研修受講者： H31 ～ R5 までに1回目、1回目を受講した1年後から5年後までに2回目・・・ R3 以降の実践研修受講者：実践研修受講の1年後から5年後までに1回目、6年後から 10 年後までに2回目・・・
③更新研修を受講しなかった場合はどうなるか	サビ管等としての研修要件が失効する。 再度、実践研修を受講すればサビ管等として配置可。
④基礎研修修了後、いつまでに実践研修の受講が必要か	期限はなく、基礎研修修了後の過去 5 年間の間に、 2 年間の直接支援等の業務経験があればよい。